

平成27年6月25日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成27年6月25日  
開会 13時00分 閉会 14時02分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 野原恵子  
委員 板垣良輔 小田新紀 岡本眞利子 千葉幹雄  
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 荒貴賀 内山美穂子 小島智恵 谷口和弥 中橋友子  
岡崎節子 鈴木志摩子 増田武夫 佐藤記者(勝毎)
- 5 事務局 事務局長 野坂正美 議事課長 澤部紀博 議事係長 佐々木慎司
- 6 審査及び審査事件
- 1 付託議案の審議について
- ・陳情第3号 「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書
  - ・陳情第6号 「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 2 所管事務調査項目について
- 3 道外研修視察について
- 4 その他
- 7 審査結果 別紙

総務文教常任委員会委員長 寺林俊幸

## ◇審査内容

(13:00 開会)

○委員長（寺林俊幸） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。気温が高くなっておりますので、適宜上着を脱がれて結構でございます。

本日は、はじめに前回委員会で継続審査となりました陳情の審査を行います。

陳情第3号「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書並びに、陳情第6号「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書について審議を行います。本陳情について各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手を願います。野原委員。

○委員（野原恵子） 前回も皆さまから様々な意見が出されておりますが、私もこの陳情に関しまして、いろいろ今までの国会論戦ですとか資料から更に意見を述べたいと思います。

今、安倍首相が憲法に反してないというふうに国会でも述べております。その根拠になっているというのは、集団的自衛権に行使を禁じている1972年の政府見解、これは政府が衆議院の安保特別委員会で1972年に政府見解を出しているんですよね。それには外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される場合には武力行使が限定される。そういうところについて、この構成委員会では我が国に対する外国の武力攻撃、そここのところは他国に対する外国の武力攻撃は含まれないというふうにこのなかで表明されているんですけど、安倍首相は、そこは外国の武力攻撃も含まれるという拡大解釈をして憲法に反していないというふうに論戦をしています。

このことに対しまして、憲法学者がこれは憲法に反しているというふうに表明しております。憲法審査会の参考人質疑で3人の全ての憲法学者が反していると言っていました。それで今、全国の憲法学者も200人以上が憲法に違反している、こういう表明をしています。ここにやはり大きな問題があると思います。

そして、安保特別委員会の参考人質疑では、元内閣法制局長官が憲法違反である、従来の憲法解釈から逸脱している、こういう批判の声も述べております。

そして国民世論も国会のなかで論戦が進めば進むほど、反対の声も大きくなっておりまして、今5割から6割の方が戦争法案が憲法に反しているという、そういう声も大きくなって、反対の声が増えております。そういう状況になってきていると私はいろんなところでそういうふうに感じております。

それで、憲法をしっかりと順守するというのが国会議員の国会での役割でもあると思います。そういう点でもやはり、この法案には私は賛成することはできないんですよね。それで外国のそういうところに自衛隊が出ていくというふうになると財政的にも大きくお金がかかるということなんですよ。

ちなみに、スウェーデンでは1814年以来、戦争に直接参加していないということなんです。第1次、第2次世界大戦でも中立を維持していたと。それで、その財政を活かして、今スウェーデンは社会保障が充実している国家だということで皆さんも承知していると思うんですが、そういう積み上げのなかで国の財源を社会保障に使ってきたというそういうことも、今世界の流れのなかでは検証されております。

そういう点でもこの法案には賛成するというふうには私はできないというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。小田委員。

○委員（小田新紀） 私も野原委員の述べられたこと、大まか同じように意見を持っております。

前回、小委員会を開いたあと、その後の情勢を見てもですね、今本当に述べられたとおりの法制局長ですら違憲だ、あるいは政府解釈も基本的には論理の変更をしているというような答弁もあります。

安倍首相あるいは内閣が述べるように日本の安全保障やあるいは国民の平和安全を守るという部分で法整備が必要だという意見もありますが、それはそれとしてまた別の議論が必要だというふうに思うんですが。

前回の小委員会でも述べさせてもらいましたけれども、やはりその手順という部分がまず明らかに間違っていると言わざるを得ないかなと。

やはり法整備をするにしても憲法の改正手続きというものがしっかりされていないなかで、そういった法整備を進めていくという部分についても、国民のなかでも明らかに違和感を感じているというような声が多くあがってきています。

各市町村においても、こちらの議論については慎重に進める等々そういった部分でそんな声もあがっているなかです、やはり幕別町議会、公の場での組織であるなかでそういった法治国会でありながらそういった手順をですね、しっかり踏まれていないものに関してやはり認めるわけにはいかないのかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 前回も申し上げたんですけれども、やはり非常に平和な状況が保たれているような状況、いろんな状況あるんだろうと思うんですけれども。いろいろ議論もあるんだろうと思うんですけれども、私は今、我が国を取り巻く安全環境というんでしょうか、ご案内のとおり中国が我が国の領海を侵犯をしたり犯したり、そしてまた南シナ海ではいろいろな主張をしながら中国の領土を拡張していこうというような状況がみられております。

そうしたなか、どうやって日本の国、そして国民を守るかということになってくるわけでありましてけれども、私この間もお話ししたとおり、今や一国で中国、あるいは北朝鮮のそういう脅威から一国で守ることは現実問題としてできない状況にあるんだろうというふうに思います。

そこはアメリカとの同盟関係を活かしながら、日本に攻めてきたらアメリカが黙っていないよということ。そしてまたこれはお互いさまですから、日本を守ってくれるアメリカがやられても日本は知らないよと、できないよということではなくて、やはりそこは同盟関係をきちんと結んだなかで、お互い役割を補完していくというんでしょうか、役割を果たしていくということが大事だろうというふうに思っております。

そして、その同盟関係が強化されればされるほど、ある意味の抑止力、やはり日本に手を出すとアメリカが黙ってないよと、そういった抑止力をもってですね、外交を進めていく。あるいはまた、国対国のそういうバランスというんでしょうかね、そういった

ものを保っていきながら平和を維持していくということが大事なんだろうというふうに思うところであります。

よって私は、今回のいろんな憲法学者の判断もいろんな声もありますし、それは承知していますけれども、やはり今状況を考えると集団的自衛権、これは認めざるを得ないんだろうというふうに思っているところであります。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。野原委員。

○委員（野原恵子） 今、千葉委員が発言されたんですけれども、中国とか東シナ海がということもあるのは事実ですが、今世界のなかではNATOですとか北アジアですとか、そういうところでは物事を話し合いで解決していこうという流れも一方では広がっております。

ですからそういうところもしっかりとね、踏まえながら、やはり武力でもって解決するのではなくて、話し合いで解決していくという、そういう流れも今一方に出てるということで、そういう点では日本には憲法がありますから、憲法9条そこをしっかりと守って、今まで戦後70年戦争を起こさなかったのは9条があったからこそ戦争を起こさなかったんです。そういうこともしっかりと踏まえていくことが必要だというふうに思います。

そして、今回のこの法案は日本が攻められてきたらどうするかではなくて、他国、ここではアメリカですが、戦争を起こしたときに、そのときに日本の自衛隊が後方支援、兵站（へいたん）を担うという、そこに大きな目的があります。

それで戦後70年、この間アメリカが起こした戦争は侵略にかかわる紛争であり戦争です。アメリカが攻められてきたというのは、今まで戦後の歴史のなかで戦争も含めまして、日本の真珠湾攻撃、それがアメリカが攻撃を受けた、その一例しかないわけですから、今回の戦争、今この法案は日本のための法案というよりアメリカのそういう戦争に協力するための法案であって、日本を守るための法案ではないというふうに私は思っております。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 先般もお話ししたんですけれども、話し合いを私は否定するものではありませんけれども、やはり話し合いをするにしても、やっぱり背景となるそういうその武力というんでしょうか、実際、国際関係というんでしょうか、外交も含めてですけれども、そんな甘いような話ではなくて、やはり一定程度の武力をもって、それを背景に話し合いに臨んで、そしてまた話が進んでいくんだろうとは思いますが、そして決着するということが、僕は一方には絶対あるんだろうというふうに思います。

そして、先ほど財源の話もしていましたが、やはり自分の国を一国で守れる国なんて僕はそんなにはないと思いますし、やはり一国で、今日本のことですが、守るとすれば今の何倍も、詳しくは分かりませんが、何倍もそういった予算を注ぎ込んで自衛隊の装備の充実ですとか、そういうことをしていかななくてはならないだろうと思うところであります。

そこでアメリカとの防衛同盟を強化していくことによって、軍事費というんでしょうかね、自衛隊のそういう装備にそれほど金掛けることなくですね、我が国を守っていけるんだろうというふうに思うところであります。

そういった意味では総体的に総合的に考えても、今の世界情勢、中国が東シナ海、先ほどは私、南シナ海の話をしたんですけれども、尖閣列島、東シナ海ですけれども、尖閣列島のここ数年来ずっと領海を侵犯しているわけではありますけれども、そういったことも考え合わせますとですね、やはりこういう集団的自衛権のなかで、行使していくなかでアメリカとの同盟を強化していくことが、我が国を防衛する意味でコスト的にも、あるいはまた同盟関係、お互い信頼関係を深めていく意味でもですね、これはやむを得ない法律だというふうに私は認識をしています。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 私も前回述べさせていただいたんですけれども、この陳情に対しまして憲法9条のもとで、やはり許される自衛の措置ということがございますので、この自衛の措置の発動は、自国防衛のためであるということを一明らかにした、新三要件がしっかりと定められていると思います。

従いまして自衛権の発動はあくまでも専守防衛、自国防衛に限って許されるものであり、他国防衛を目的とした集団自衛権の行使は認めていないというふうにされておりますところから、この陳情に対しまして、私は反対の立場から述べさせていただきます。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。小田委員。

○委員（小田新紀） 先ほども述べたことに重複するかもしれませんが、日本の安全保障という部分において必要な法整備というものは、いろんな論議があるかというふうに思います。

ただ、現段階での憲法解釈という部分においては、やはり集団的自衛権が認められるという部分についてはそういった意見もありますけれども、国民の意見の中ではそういった部分については、ちょっと認められないのではないかという意見が多いなかです。ね、何度も同じこととなりますけれども、手順という部分で明らかに間違っているというふうに感じています。違和感を感じています。

非常に大事なことですし、千葉議員が言うとおりの、いつ本当に他国から攻められたりとか、いろんな有事があるとは分からない。明日にも起こるかもしれないという部分は分かります。分かりますけれど、だからといって今すぐ、明日起こるような世界的情勢とも言い切れないというのも冷静な判断のなかではありなのかなというふうに私は思います。

そうしたなかで、一秒一刻を争うような、あるいは憲法の解釈が大きく分かれるなかで、そういったものを進めてしまうという部分については、本当に日本の法治国家を揺るがす問題ではないかというふうに感じております。

ここは一旦廃案にして戻して、そしてまた一から手順をしっかりと踏んで考えていくというのが当然の順番かなというふうに思っております。以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。野原委員。

○委員（野原恵子） 立場の違い、考え方の違いというのは時間を掛けて論議しなければならない部分は多々あるというふうに私は思っております。それでやはり、この法案が必要だというふうに考えているのであれば、日本は憲法立憲主義という法に基づいて政治を進めて行くということですので、憲法の96条、このところ憲法改正の手続き、そのところで国民にしっかりと審判を下してもらい、そのことがやはり正式なルートで国

民の意思に基づいて政治を進めていく、そういうことになると思いますのでそういう手順を踏んで小田議員と同じ意見です。

意見の分かれているのはやはり憲法に基づいてしっかりと政治を進めて行く、そこが大事ではないかというふうには私は思っております。

○委員長（寺林俊幸） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 集団的自衛権の憲法の解釈の変更によって行うということが、今まで議論のなかで出るあつたと思いますが、それが今まで集団的自衛権は駄目だというふうになっていたものを、解釈によって変えるということが今までありました。

手順がおかしい手続きがおかしいと思います。立法手続きの安定性に欠けると思います。

また、前回のこの委員会のあと、国会の中で議論されたことのうち、存立が危ぶまれる事態ですね、集団的自衛権、ほかの国が攻撃されることによって、自分の国、自国の存立が危ぶまれる事態というのが今まで世界のどこかで一件でもあつたのか、というふうな国会議員による質問があつた際に、岸田外務大臣は、そういった事態を何というんですかね、挙げるができなかった。存在していないじゃないかというふうになっています。そういった事態を挙げるができない。立法根拠に欠けるというふうに思います。立法手続きと立法根拠がないというふうなところで、この陳情2つに賛成したいというふうに思います。以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 大体皆さんそれぞれ思いというか、それぞれの考え方が出たんだろうと思うんですけども、それぞれのお話の中で憲法改正の話が出ました。

当然その大道をいくとすれば、それはそのとおりだと思います。ずっと聞いていますと、やはりこの法案に反対する人は皆そう言うんです。そうやってやるべきだと、それだったらいいと、それはそのとおりなんです。

ただ現実問題、国会議員の3分の2以上の賛成があつて、そして国民投票に掛けるわけですから、これはかなりの時間を要するわけでありまして。私はそれを否定はしませんけれども、ただ、今日的状況のなかにあつて、国際関係のなかで日本の立ち位置というんでしょうか、そういったことをあるいは日米同盟、あるいはまたそれらの中国を含めた関係、そしてまたそういったなかで国、国民をどうやって守っていくのかということになればですね、これぞ考え方の違いはあろうかと思っておりますけれども、その解釈、解釈が違法だという人もいます。合法だという人もいますけれども、そういう解釈のなかで、できることはしていくということはやむを得ない状況なんだろうなというふうに思っております。以上申し上げました。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。

○委員（千葉幹雄） 大体尽きたんではないですか。

○委員長（寺林俊幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、その憲法を変えていくのに時間が掛かると。だからその憲法を安倍首相が解釈を変えてきたということもあつて、そういう憲法の解釈に対して様々な国民世論がこれだけ大きくなっているときに、日本の国を守るためにここをないがしろにしてもいいのではないかということなんですけれども。

では今、日本の国が危ぶまれる状況がどういうことなのかということも一方ではあります。けれどもやはり日本は、どこを根拠にして政治を進めていくかといったら、やはり憲法を基準にして中心にして政治を進めていかなければならないと思うんです。それはどういう事態でもそうだと思うんですよね。

憲法をないがしろにして国会で政治を進めていく、内閣が進めていくというふうになると、これは独裁政治になるのではないかという危険性が非常に大きくなると思うんですよね。

ですから、やはり時間は掛かっても憲法に基づいて政治を行っていく、ここをしっかりと私たちは肝に銘じていかなければならないというふうに私は思います。以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。意見がないようですので、次に討論に入ります。

陳情第3号「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書に反対する討論はありますか。千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 先ほどから申し上げているようにですね、いろいろな意見はあるんでしょうけれども、私は先ほどから申し上げているように、今の日本の国の置かれている状況を考えると憲法を守ることが大事だと、それはもちろんそのとおりだと思います。

ただ今回のは憲法の許す範囲で、あとは解釈でできるんだと、それは違憲ではないんだということをございますので、私はこの集団的自衛権行使ということは、今の日本を取り巻く状況のなかではやむを得ないのではないかというふうに思います。

よってこの陳情には反対する立場であります。

○委員長（寺林俊幸） 次に賛成の討論はありますか。野原委員。

○委員（野原恵子） この憲法に対してこの法案が違憲ではない、反していないというそういう立場は、国会も今、論議しているところですけども、やはり今、日本は憲法に基づいて政治を進めていく、そこを戦後70年貫いてきたのはこの憲法があったからこそ国民が戦争をしないで平和で暮らしてきたというのが一番の問題、一番の重要なところだと思います。ですからこの法案は、私は憲法に反している、そういうことでこの陳情には賛成の立場で臨みたいというふうに思います。

○委員長（寺林俊幸） ほかに賛成の討論はありますか。小田委員。

○委員（小田新紀） 今回、先ほどから述べていることと重複する部分、多々あるかと思いますが、法治国家ですから憲法に基づいてすべての国民生活政治というものが進められています。それを一人の人間がこう解釈できるからということで自由に解釈して、それを一方的に進めてしまったら、本当に先ほど述べられたように独裁政治というような、どこかの国のようになってしまうというなかで、だからこそいろんな解釈あるかもしれませんが、その解釈をもとに専門家の意見を聞き、国民の意見を聞き、そして判断していく中で、これだけ違憲だ、あるいは反対だという意見が多い中で、今回の陳情もそういったもとのあがってきていると判断しております。よって陳情に対しては賛成という立場で意見を述べさせていただきました。以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかに討論はありませんか。なければこれで討論を終わります。これより採決をいたします。

陳情第3号「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書について採択することに賛成の方の起立を求めます。よろしいです。

起立多数であります。従って、陳情第3号「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書については採択することに決定いたしました。

なお本件の報告書、意見書案につきましては、委員長、副委員長に一任いただきたいと思います。よろしいですか。それではそのようにさせていただきます。

次に、陳情第6号「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書。これに対する反対討論はありますか。次に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

ないようですので討論は終わり、これより採決を行います。

陳情第6号「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書について採択することに賛成の方の起立を求めます。よろしいです。

起立多数であります。従って、陳情第6号「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書については採択することに決定いたしました。

なお、本件の報告書、意見書案につきましては、委員長、副委員長に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(よいの声)

○委員長（寺林俊幸） それではそのようにさせていただきます。